

綱 領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成21年
5月25日
発行
第205号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
Eメール shinro@shinro.org
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 渡辺 智恵

平成21年度

第一回中央委員会開催

夏期手当要求額を決定

「二割十一律三万円」

五月十日、十一日の両日、東京都品川区「東京都南部労政会館」において、全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等七〇名の参加のもと、平成二十一年度第一回中央委員会が開催された。

初日には部会及び専門部会が開催され、翌日の中央委員会では、議題である平成二十一年度ベアや夏期手当等について審議が行われた。

第一回中央委員会は、開会のごとく、資格審査の世界的な不況を背景に、・成立確認(出席中央委員 日本企業においても厳しい二八名、委任状一名)が行われ、議長に粕谷幸司氏(愛知七)、副議長に西村和典氏(大津日赤)、書記に白澤亮氏(今津日赤)が選出された。

審議に先立ち、山田中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「夏期手当は、定期全国大会後に本社に要求書を提出していただく。夏期手当については、各本部報告、各単組の現状報告(組織率、新人勧誘等)を提出していただく。夏期手当については、各本部報告、各単組の現状報告(組織率、新人勧誘等)を提出していただく。」

報告事項

一、各部報告

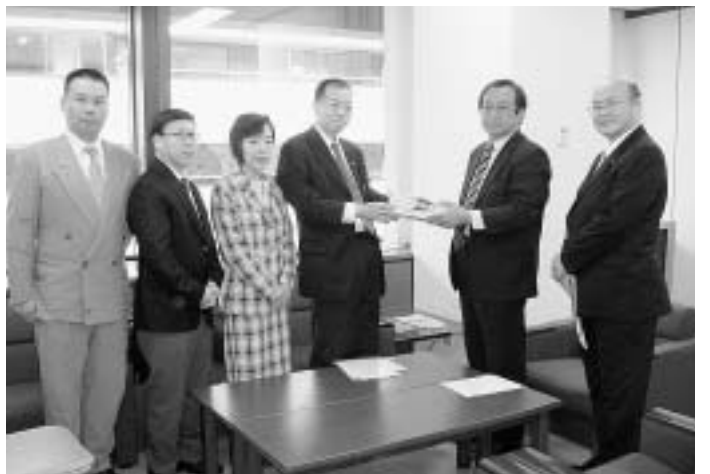
- 各単組の現状報告(組織率、新人勧誘等)
- 組合ホームページのリニューアルについて
- 単組役員の選出方法
- 日赤新労結成五〇周年記念事業について

【教宣部】

- 研修会の開催について
- 単組新任役員研修会(六月二十日～二十一日、場所は滋賀県彦根市、講師は明治大学法学部講師・松岡二郎氏)
- 幹部研修会(九月十三日または十四日、講師及

本社の誠意ある回答を

11,414名の署名簿を提出



5月11日(月)、全国加盟単組より寄せられた組合員及びその家族11,414名の署名簿を本社に提出し、平成21年度の諸要求を真剣に受け止め、その実現に向けて誠心誠意努力するよう強く申し入れました。組合員の皆様には署名簿活動にご協力を頂きありがとうございました。

- 【平成二十一年度中央委員】
◎印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる
- 【第一ブロック】(四名)
出岡佳江(清水日赤)◎組
◎峯 徹次(福島日赤)◎組
渡辺 渡(青森日赤)◎組
黒田 優(山形日赤)◎組
 - 【第二ブロック】(八名)
伊沢郁夫(芳賀日赤)◎組
薄井啓一郎(大田原)◎組
秋山隆寿(足利日赤)◎組
◎丸橋 徹(原日赤)◎組
亀山 豊(桑野日赤)◎組
清水雅典(浜松日赤)◎組
阿久根茂樹(千葉血七)◎組
金沢丈夫(千葉血七)◎組
 - 【第三ブロック】(九名)
大口和哉(飯山日赤)◎組
古川和親(名一日赤)◎組
山森雅大(名一日赤)◎組
◎杉山裕二(名二日赤)◎組
 - 【第四ブロック】(二名)
伊豆克暢(名二日赤)◎組
前田英貴(名二日赤)◎組
粕谷幸司(愛知血七)◎組
高橋 勲(愛知血七)◎組
河崎勝白(福井血七)◎組
 - 【第五ブロック】(六名)
◎西村和典(大津日赤)◎組
・教・調
山本俊一(鳥取日赤)◎組
川口広司(鳥取日赤)◎組
◎三木伸良(岡山日赤)◎組
清水美穂(岡山日赤)◎組
柴田 淳(三原日赤)◎組
柏 裕輔(三原日赤)◎組
 - 【第六ブロック】(二名)
菊 愛子(嘉麻日赤)◎組
◎白澤 亮(今津日赤)◎組
・教 以上、三〇名

【初任者研修会】二ブロック単位で開催。助成金等については例年どおり。

【第三ブロック研修会】において、滋賀血七が新たに加入した四ブロックと合同研修会の開催を検討。

【調査部】平成二十一年度調査事項を決定。昨年度実施した内容を見直し、追加項目として「勤務評定の実施状況」「各施設へのベネフィット以外の福利厚生について」を加える。

【来年度以降、各ブロック会議で協議したうえで部会に提案してもらう。

【女性部】育児休業と育児短時間勤務、時間外労働、交替制勤務、生理休暇、新人教育・育成等について意見交換。

【一、一般経過報告】平成二十一年度ベアについて

【審議事項】一、本年度ベアについて

結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で決定し、休業時間の延長で対応昇込み三・五%(二万二千七百円)、本部一任と決定された。厳しい経済状況だが、組合員やその家族の生活を守るため、本部には強い本社指導を要望する。

②勤務評定の運用について一五%の特別昇給があった施設もあれば、まったく運用されていない施設もある。次回中央委員会までに詳細に各施設の運用状況を把握し、施設、本社へ働きかける。

③育児休業の運用について八月より育児のための短時間勤務制度が導入されるので、各施設での制度の推進と実施状況を注視する。

④定期大会の運営について大会日程に土・日を含める提案があった。第二回中央委員会で再度協議する。



【病院部】オンライン料、特殊勤務手当、週休二日制の実施、資格取得の取扱い、勤務評定、電子カルテの導入等について意見交換。

【血液センター部】昨年度の労使協議会報告

【統一共一割十一律三万円】本部一任
本部は五月二十日(水)を統一要求日に指定。また、給与要綱第三五の改正、国家公務員の夏の賞与にかかると人事院臨時勧告、本社内外部局職員への支給に関する施設で本社通知文について協議した。

①所定労働時間の短縮
時短については、副社長通知で拘束時間の短縮が基本



当単組は、昭和四十五年の組合結成以来四〇年を迎えたことを記念して、三月七日(土)、千葉市中央区の「三井ガーデンホテル千葉」において、組合結成四〇周年記念祝賀会を盛大に開催することができました。

職員組合結成 40周年を迎えて

千葉県赤十字血液センター職員組合

年記念祝賀会を盛大に開催することができました。祝賀会には、ご来賓として本部より山田中央執行委員長、渡辺中央書記長、当センターより崎山所長、田中事務部長、そして当単組も大変お世話になった濱崎元中央執行委員長、坂本元中央執行委員長、第二プロック各単組の役員の方々、明治大学の松岡二郎先生、弁護士小林幸也先生らをお招きし、八〇名を越える出席者がございました。



き締まる新たな思いが湧いてまいりました。楽しい会食に舌鼓をうちながら、吉本興業所属の和トラクションで会場はさら

に盛り上がり、毎日の殺伐とした業務の中であって、久々の組合員の交流となりました。また、同じ職場で組合活動を共にし、他施設に転動された方々にも久しぶりにお会いでき、楽しい一時でした。

これからも労使協調で未来の組合活動を夢に描きながら、さらなる五〇周年を目指し、日々の仕事と組合活動の両立に力を注いで参りたいと思います。

最後に紙面をお借りしまして、祝賀会にご出席いただいた新労本部役員並びに各単組の皆様へ厚く御礼申し上げます。

（桑谷 日登美）

元気いっぱい 保育園！

岡山赤十字病院職員組合

病院敷地内にある赤い屋根の可愛い建物、ここが岡山赤十字病院院内保育園です。園内では毎日子ども達が元気に走り回り、笑い声や泣き声、可愛らしい歌声が響き、とても賑やかな空間となっています。

主に職員が利用し、現在十月月から三歳までの二一名のお子さんを八名の保育士で日中保育と夜間保育を行っています(他施設で医療職に従事している方も預け入れ可能です)。近年、医師や出産後の利用も多く、今年度も定員二八名の枠はすでに予約で一杯。問合せ性が上がり、利用率や入園



希望者の増加につながったのではないかと思います。さて、最近の保育園は…と聞きますと、子ども達は毎狩りに夢中の毎日! 日赤農園たる院内の畑へ毎日せっせと出かけて行き、一面に生ったたくさんの苺を収穫して楽しんでいきます。自然との触れ合いを大切に

（書記長 清水美穂）

父親の育児休業



近年、「男性の育児休業」が注目されるようになり、育児休業は女性だけでなく、男性も当然取得できますが、職場の理解をどう得るかはなかなか難しいところ。さあ、どうしたら良いでしょうか?

○制度をよく理解し、事前準備を整えて、なるべく早めに上司に相談する。相談の際は、制度や手続き、男性の取得例等を下調べして臨む。

○職場で「育児休業取得」を周知し、理解と協力を求める。育児休業を取得すれば、職場の誰かがそれを補うことになるので、自身が育児休業を取得して良かったと感じたのは次のような

- 育児に集中的に関わる時間を持つことにより、赤ちゃんのがよくわかるようになる。
- 育児について妻の信頼を得ることができる。
- 上の子のフォローをすることができ。
- 妻の大変さを実感して、妻に優しくなる。
- 育児休業を取得したこと自体が、妻の安心感と信頼につながる。
- 妻の早期復職を助ける。
- 仕事一筋のこれまでの生活を振り返るきっかけになる。

日赤新労ホームページ2009 リニューアルアイディア募集

ホームページのリニューアルに向けてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい! 詳しくは組合ホームページをご覧ください

日本赤十字社 次世代育成支援対策行動計画

1. 計画の趣旨
この計画は、育児支援のための制度を拡充するとともに育児支援に対する職員の意識を啓発し、育児支援のための制度が利用しやすい職場環境を確保するなど、職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、日本赤十字社としての取組みを定めたものである。
2. 計画の期間
平成21年5月1日から平成24年3月31日まで
3. 計画の内容
 - 1) 育児支援のための制度の拡充
 - ① 短時間勤務制度 (1週間当たりの勤務時間が19時間30分から25時間までの勤務形態から選択し、希望する日・時間帯に勤務することができる制度)を導入する。
 - ② 「部分休業」「時差出勤」及び「所定労働時間を超えない勤務」について対象となる子の範囲を満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に拡大するとともに、育児休業からの復帰時等における俸給月額調整割合を「2分の1」から「100分の100以下」に改めたことについて周知を図る。
 - 2) 育児支援のための制度の活用促進
 - ① 育児支援のための制度を紹介したガイドブックの標準版を作成する。
 - ② 全ての施設で育児休業中の職員への情報提供や復帰後の職員に対して復帰時オリエンテーションを行う。
4. 計画の見直し
本計画期間の終了までに、育児支援のための制度の活用状況及び計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、次期計画を策定し、平成24年4月1日から実施する。